

# あしがわ 芦川 見に行くツアー ってどんなところなの？

開催日：平成29年7月22日（土）  
7月23日（日）【1泊2日】

移住を考えている人、どんなところなのか行ってみたいと思いますよね。  
そこで、「芦川ってどんなところなの？見に行くツアー」を計画してみました。  
先輩移住者の方や、芦川のまちづくりを考えている人たちとふれあうことにより、知り合いになったり、芦川の自然と歴史が感じられる上芦川地域の散策、移住お試し住宅の見学など…

2日目は、藍染体験や地域の人たちと一緒にご飯作りをします。

この機会に、あなたの五感で、芦川にふれてみてはいかがでしょうか。

笛吹市マスコットキャラクター  
フッキー



☆参加費：お一人様 5,000円（大人） 2,500円（小学生以下）

○料金に含まれるもの：バス代・藍染体験代・食事代・保険代  
【集合場所までの交通費、ツアー中の買い物代などは含まれません】

☆集合場所・時間：JR石和温泉駅南口 7月22日（土）9時10分  
（新宿駅 7時30分発、石和温泉駅 9時2分着のあずさ3号が便利です。）

☆募集定員：6組（定員になり次第募集終了）

☆募集締切：7月13日（木）

☆事前準備：1泊2日分の着替え・タオル・バスタオル・雨具

浴衣やアメニティグッズ（タオル類・歯ブラシ・ドライヤー等）はありません

ツアー申込・お支払い方法・ツアー内容については裏面をご覧ください

【旅行企画・実施】（公社）やまなし観光推進機構  
【協力】 笛吹市

# ツアー内容

1日目 7月22日 (土)

- 新道峠で富士山・河口湖のパノラマを満喫！
- 石垣や水路の景観が印象的な上芦川集落を散策
- 昼食は芦川の食事どころ沢妻亭
- 移住希望者向けお試し住宅見学
- 温泉(日帰り温泉)
- 農業体験民宿で地域の方と楽しく夕食会！
- 宿泊はやすらぎの里へ  
(タオル・洗面具持参)

2日目 7月23日 (日)

- 農業体験民宿で朝食
- お楽しみ料理体験
- 各コースに分かれて昼食を作ります。
- メニュー例(参加人数によって変更あり)
- ・田舎の太巻き寿司作り
- ・芦川名産の手作りこんにゃく作り
- ・山梨の味覚ほうとう or すいとん作り
- \*お昼ごはんはみんなで作ったものを  
持ち寄って、いただきます！
- 茅葺古民家 藤原邸で藍染体験  
(場合によっては変更あり)

## — お申し込み方法 —

お電話でのお申し込みになります。

富士の国やまなし旅センター (担当 海口)

TEL 055-231-2230

お申し込み営業時間 9:00~17:00

参加費は銀行振込となります。(振込み手数料はお客様の負担となります)

ご旅行条件(要約) お申し込みの際には、必ず旅行条件説明書(全文)をお受け取りいただき、事前に内容をご確認の上、お申込みください。

### ●農業型全国旅行取引業者説明書(要約)

この旅行は(公社)やまなし観光推進機構(山梨県甲府市丸の内1-5-1 山梨県知事登録旅行業第2-268号、以下「当機構」といいます。)が全国・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当機構と農業型全国旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)を締結することになります。また、旅行条件は、下記によるほか、別途お渡しする旅行条件説明書(全文)、契約書面、出発前にお渡しする確定日程表と併せてお送りいたします。

### ●お申し込み

(1)お申し込みの場合、当社所定の申込書の提出と申込金のお支払いが必要です。(二つが揃った時点で正式なお申し込みとなります。)※申込金は、「旅行代金」「取消料」「返納料」のそれぞれ一併または全額として取り扱います。

(2)電話等の連絡手段にてご予約の場合、当機構が予約の承認した翌日から起算して7日以内に申込書の提出と申込金のお支払いが必要です。

(3)旅行開始日に65歳以上の方、D.身体に障害をお持ちの方、C.健康を害している方、E.妊娠中の方、F.持病・犬使用者の方その他の特別な配慮を必要とする方は、その旨お申し出ください。当機構は可能な範囲内これに応じます。なお、旅行者からのお申し出に基づき、当機構が旅行者のために適した特別な措置に要する費用は旅行者の負担となります。

### ●旅行代金

(4)小学生以上の参加者に適用します。小学生未満の参加は出来ません。

### ●旅行契約内容・代金の変更

(5)当機構は天災地変、暴風、暴雨、暴雪、輸送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当社の運行計画に因らない運送サービスの提供その他の当社の責任でできない事由が生じた場合、契約内容を変更することがあります。またその変更に伴い旅行代金を変更することがあります。

### ●取消料がかかる場合(お客様による旅行契約の解除)

(6)お客様は、お申し込み後、お申し込み日より旅行契約の解除することがあります。取消料の対象となる旅行代金とはお申し込み日より前日までの旅行代金に追加代金を加えた合計額です。

### ●取消料がかからない場合(お客様による旅行契約の解除)

(7)①旅行契約の内容の7割以上が変更されているような重要な変更が行われたとき、②旅行代金が補償されたとき、③当機構が確定日程表を最終の日までに交付しない場合、④当機構の責めに帰すべき事由により、当初の旅行日程と異なる実施が不可能となったとき。

### ●当機構による旅行契約の解除

(8)次の場合当機構は旅行契約を解除することがあります。(一)お申し込み旅行代金を期日までにお支払いいただけないとき、(二)申し込み条件の不適合、(三)病状、団体行動への支障その他により旅行の円滑な実施が不可能なとき。

### ●特別補償

(9)当機構はお客様が当旅行参加中に、急なかつ偶発的な事由により生命、身体又は手荷物に被った一定の損害について、旅行契約特別補償規定により、補償金及び入院見舞金を支払います。

### ●個人情報の取り扱いについて

(10)当機構は、旅行申し込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、旅行者との間の連絡のために利用させていただくほか、旅行者がお申し込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの平配及びそれらのサービスの受領のための平配に必要範囲内で利用させていただきます。

(11)当機構は、当機構が保有する個人データのうち、氏名、住所、電話番号又はメールアドレスなどのお客様のご連絡に必要となる最小限の範囲のものについて、利用させていただきます。当機構は、営業案内、催し物内容のご案内、ご購入いただいた商品発送のためにこれを利用させていただきます。

### ●農業型全国旅行契約の取扱い

(12)この条件に定めのない事項は当機構旅行契約の取扱いとなります。当機構旅行契約の取扱いを希望の方は、当機構にご確認ください。

解除の時期	* ( )内は日帰り商品の場合	取消料の内容
旅行出発日の前日から起算して21日(11日)前まで		いたしません
旅行出発日の前日から起算して20日(10日)前まで		旅行代金の20%
旅行出発日の前日から起算して7日前まで		旅行代金の30%
旅行出発日の前日		旅行代金の40%
旅行開始当日		旅行代金の50%
旅行開始後の解除又は無連絡不参加		旅行代金の100%

## 旅行企画・実施

登録番号 山梨県知事登録旅行業第2-268号

会社名 公益社団法人やまなし観光推進機構

富士の国やまなし旅センター

住所 〒400-0031 甲府市丸の内1-5-1 2F

電話番号 055-235-2722

FAX 055-221-3040

E-mail y-tabi@yamakan-sk.jp

総合旅行業務取扱管理者 岡 美広

